

中期財政見通し(R6~R10)・財政の「安定化対策」概要

1 本市の財政状況・見通し

- R4の歳入総額は前年度に比べて減少したものの、市税収入は市民税（R3：39.8億円→R4：41.5億円）や固定資産税（R3：38.1億円→R4：39.9億円）の増収等により、前年度比5.1%増の93.8億円。
- R4の歳出総額は新庁舎建設事業の終了等により前年度に比べて減少したものの、経常的な扶助費や同建設事業に係る公債費等の増加により経常的経費は増加。
- 「社会保障費の増加」や「公共施設の老朽化」等の全国の自治体が共通して抱える課題に加え、「少子化対策・こども政策の抜本強化」、「GX、DXの加速」、「包摂社会の実現」等の社会的課題の解決に向けた取組に伴う財政需要の拡大や「物価高と賃金水準の上昇」による影響が懸念されるとともに、新庁舎建設事業に係る公債費負担が続く中、「次期ごみ処理施設の建設」及び「市民病院の維持・経営改善」という市独自の大きな課題を抱えており、厳しい財政状況が続く見込み。
- 今後も経常的経費の増加や多額の財源不足が見込まれるため、主要課題への対応と同時並行で、全ての事務事業について「財源性・実現性・発展性・合理性・持続性・公平性・効率性」を検証し、公費負担の意義を再度検討した上で、持続可能で安定した財政基盤の確立に向けて、事業計画の見直しや行財政改革に継続的に取り組んでいく必要がある。

2 歳入のポイント

- 歳入総額は、財政調整基金繰入金を除き、225~231億円で推移するものと見込む。
- 市税は、個人所得の回復等による市民税の増収等により、94~95億円で推移するものと見込む。
- 地方交付税は、近年の地方財政計画の傾向から、31~32億円で推移するものと見込む。
- 地方債は、臨時財政対策債が減少するものの、当該債以外は対象事業に応じた推計により、6~11億円を見込む。
- 繰入金は、財源不足相当額を財政調整基金繰入金により補てん（財源不足の一部は、過去の決算状況等を踏まえ、歳入の上振れ分を考慮）するとともに、各事業計画に基づき、その他目的基金繰入金を充当。

3 歳出のポイント

- 歳出総額は、233~244億円で推移するものと見込む。
- 扶助費は、高齢化の進展等による社会保障費の増加を見込む。（R5→R10 +4.2億円）
- 公債費は、臨時財政対策債の発行額の減少等により、減少を見込む。（R5→R10 ▲3.7億円）
- 物件費は、R9の次期ごみ処理施設の供用開始に伴い、県外へのごみ搬出費用の減少や可燃ごみ処分経費の補助費等への移行等により、減少を見込む。（R5→R10 ▲5.7億円）

【中期財政見通し(R6~R10)】

1 歳入

(単位：億円)

項目	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 当初	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計
総額	314.4	291.0	262.7	232.0	230.9	229.1	228.8	224.9	226.7
市税	92.2	89.2	93.8	89.0	94.1	94.8	95.3	94.1	94.7
地方交付税	25.7	33.7	34.5	28.7	32.4	31.5	31.9	32.1	31.6
地方債	25.6	35.5	8.9	8.8	11.5	8.1	6.2	5.9	6.5

2 歳出

(単位：億円)

項目	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 当初	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計
総額	307.7	277.6	248.4	232.0	243.6	241.0	242.0	233.2	234.5
人件費	31.6	32.1	33.9	37.6	38.2	38.3	38.0	38.3	38.8
扶助費	58.8	73.1	63.3	64.3	66.1	66.8	67.4	67.8	68.5
公債費	16.5	17.8	20.2	21.0	21.5	20.2	18.8	18.1	17.3
物件費	46.7	51.2	47.7	46.7	52.4	47.5	47.9	40.5	41.0
補助費等	96.4	26.5	29.1	22.5	24.2	25.8	30.5	29.5	29.4
繰出金	21.2	21.5	22.4	22.1	22.2	22.5	22.9	23.2	23.6
普通建設事業費	28.5	37.2	14.2	11.5	12.7	13.7	10.3	10.1	11.0

3 財源不足額（歳入－歳出）

(単位：億円)

項目	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 当初	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計
単年度当たり不足額					▲ 12.7	▲ 12.0	▲ 13.2	▲ 8.3	▲ 7.8
累計不足額					▲ 12.7	▲ 24.7	▲ 37.8	▲ 46.2	▲ 54.0

◇財政健全化法上の早期健全化基準

▲18.0億円超で、実質赤字比率※ 12.9%(早期健全化団体)に該当

▲27.8億円超で、 " 20.0%(財政再生団体)に該当

※実質赤字額の標準財政規模に対する比率

4 財政調整基金残高

(単位：億円)

項目	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 見込	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計
当年度末残高	27.6	26.9	27.9	28.1	23.5	19.6	14.4	14.2	14.5

※繰入額の算定：R5は過去の決算状況と現在の執行状況から推計。R6以降は過去の決算状況から歳入の上振れ分を考慮して、財源不足額から3.0億円を差し引いた額とした。

※積立額の算定：R5は過去の決算状況と現在の執行状況から推計。R6以降は過去の決算剰余金の実績を考慮して、5.1億円とした。



将来世代への負担を残さない財政運営のため、財政調整基金残高を確保する。

中期財政見通しの結果

- 5年先 (R10) の財政調整基金残高は、財政の「安定化対策」において定めている標準財政規模の10% (13.9億円) 以上を確保できる見込み。
- 次期ごみ処理施設建設費の負担やR8までの県外へのごみ搬出費用等の支出が続く影響で、R9までは財政調整基金残高が減少する見込み。
- R10は同基金の回復が見込まれるが、持続可能で安定した財政基盤の確立に向けて、引き続き財政の「安定化対策」に取り組んでいく。

◇ 財政調整基金を一定水準確保し、安定した市政運営を続けていくためには、引き続き財政の「安定化対策」の実施が必要

<運用方針>

毎年度更新して5ヶ年先の財政需要を捉え、経済社会情勢に応じた対策にブラッシュアップ

<実施方針> 「今後の将来世代への負担を残さない財政運営の実施に向けて」

- 第1に、今後の人口減少、少子高齢化を想定した財政運営の実施
- 第2に、市の歳入規模に見合う歳出での事業の実施、負担の平準化
- 第3に、他市と比較したサービス水準の見直し、受益者負担の適正化

財政の「安定化対策」 関連項目

対策① 「選択と集中」の理念に基づく財源配分

(1) 将来の市の礎になり得る事業を「重点推進事業」として選定

- 羽島市の魅力を再確認し、新たな市の礎を築く「羽島市制施行70周年記念事業」
- 更なる企業誘致の推進を図るための「インター南部地区地区計画道路整備事業」
- こどもの教育環境を整備するための「小・中学校施設改修事業」
- 「GX」を推進するための「太陽光発電設備導入事業・照明設備のLED化事業」
- 「DX(AIを含む)」、「こども・子育て」、「防災・減災」施策の更なる推進 等

(2) 公共施設等の適正管理

- 「羽島市公共施設等総合管理計画」等に基づき、選択と集中による施設の適正化を図り、人口構成等を勘案した身の丈のあった適正な保有量を推進
- 効果的な維持管理を実施し、既存施設を賢く利活用(包括的民間委託の研究等を進めるとともに、施設の長寿命化等に当たっては、交付税措置のある有利な地方債等を効果的に活用し、財政負担の軽減や平準化を推進)
- 近い将来に耐用年数を迎える学校教育施設について、R4に設置した「新しい時代の学校構想検討委員会」で検討 等

財政の「安定化対策」 関連項目

(3) 「財政調整基金残高」の一定水準確保に向けた歳出削減

- PDCAサイクルの徹底(事業の定期的な検証・見直し)
- 業務改善の予算への反映
- デジタル化によるペーパーレス化の推進

等

〈見直し・削減・廃止の視点〉

- ① 市民生活への「影響度」
- ② 事務事業の「緊急度」
- ③ 事務事業の「費用対効果」
- ④ 市が事務事業の「実施主体である妥当性」

〈見直し・削減・廃止の基準〉

- ① 近隣自治体の実施水準との比較衡量
- ② 広報・経済的効果が継続的でないイベント事業
- ③ BPR(業務フローの再構築)を通じた事務事業
- ④ 補助事業や交付税措置のある事業の積極的活用

対策② 受益者負担の適正化等による歳入確保

(1) 減免措置廃止後の施設使用料適正化に向けた検討・改定

- 経済社会情勢を反映した施設使用料の適正化に向けての検証

(2) 債権管理の強化

- 主たる財源である市税等の徴収率の向上

(3) 税外収入の検討・実施

- ふるさと納税、企業版ふるさと納税、債券購入による資金運用、ネーミングライツ、広告料収入 等

財政の「安定化対策」 関連項目

現在取組中の対策

(1) 歳出削減策

- 資本費平準化債の活用による一般会計からの負担金を減額 [R3.4月～]
- デジタル化の推進による印刷・製本経費等の見直し [R3.4月～]
- 老朽化した公共施設のあり方の検討 [R3.4月～順次実施]
- 公用車管理方法の見直しによる保有台数の削減 [R3.9月～]
- 公共施設における太陽光発電設備の導入及び照明設備のLED化による電気料金の削減 [R5～]

(2) 歳入確保策

- 施設使用料の減免措置廃止 [R3.4月～]
- 家庭系可燃・不燃ごみ等の処理費用の適正化 [R3.10月～]
- 他会計からの庁舎設備使用負担金創設 [R3.11月～]
- 農地転用負担金の適正化 [R4.4月～]
- 下水道使用料の適正水準の確保 [R5.1月～]
- 水利地益税の税率見直し [R6.1月～]